

## 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画評価要領

### (目的)

第1条 この要領は、熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付するにあたり、中小企業等グループが策定する復興事業の計画認定の事務手続きの明確化及び透明化を図るため、復興事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）の運営及び評価方法について定める。

### (組織)

第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者を充てるものとする。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認められるときは、議事に関係のある者に対して出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

4 委員長、委員、その他の出席者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 委員長が会議を開催するいとまがないと認める場合は、持ち回りによる意見の聴取をもって、会議の開催に代えることができる。

### (評価)

第4条 委員会は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱に基づき、中小企業等グループから申請された復興事業計画を評価し、グループ属性ごとに以下の評価区分に分類する。

評価区分	評価内容
S	認定要件に合致しており、内容が優れた水準にあるもの。
A	認定要件に合致しており、内容が採択レベルにあるもの。
B	内容を一部修正することにより認定の要件に合致するもので、採択可能なレベルにあるもの。
C	認定要件に合致していないもの、又は採択不可能なレベルにあるもの。

### (事前審査)

第5条 評価委員会に部会を設置し、部会は、事前審査を行うものとする。

2 事前審査は、各部会（商業・サービス業部会、製造業部会、観光業部会、医療・社会福祉部会）で行い、認定の審査、事業計画の補正等について審議するものとする。

3 部会は、局長、関係課長、審議員及び課長補佐により構成するものとする。

### (軽微な変更)

第6条 第4条の規定にかかわらず、復興事業計画の軽微な変更は、各部会で評価を行うことができる。

2 前項の評価は、第4条の規定を準用する。

3 評価結果については、次に開かれる委員会に報告するものとする。

### (事務局)

第7条 事務局は、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課企業復興支援室に設置する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営及び評価方法に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年8月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月8日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月26日から施行する。

別表（評価委員）

役職	団体・組織名	氏名	備考
委員長	熊本県産業振興顧問	橋本 正博	有識者
委員	熊本学園大学商学部商学部長	池上 恭子	有識者
委員	熊本県信用保証協会専務理事	田浦 眞光	有識者
委員	商工観光労働部政策審議監	中川 誠	
委員	商工観光労働部商工労働局長	寺野 慎吾	
委員	商工観光労働部新産業振興局長	村井 浩一	
委員	商工観光労働部観光経済交流局長	原山 明博	
委員	健康福祉部健康局長	田原 牧人	